

税務関連書ご担当者様

「**確定申告後に展開**」

**祝** 3刷・計8,000部!

「**制度開始の10月まで展開継続**」 予定の書店様が多数!



**今!** が **売りと** きです!

今からでも間に合う!

# 消費税 インボイス 導入の 基本と実務対応

著者 安藤祐貴 霧生拓夢

### 1 控除 仕入税額控除とは消費税の二重課税を防ぐ制度

消費税の仕入税額控除とは、課税事業者が納税すべき消費税を計算する際に、買上にかかる消費税から仕入にかかった消費税を差し引いて計算することによって、**納税後の二重課税を解消することができる制度**です。

これまで仕入れの事実が記載された請求書と帳簿を保存すれば、仕入税額控除の適用を受けることができました。しかし、2023年10月1日に発効するインボイス制度の導入後、取引先が課税事業者であった場合、請求書送付作業のみが実行できる「適格請求書」による取引でなければ仕入税額控除の適用を受けられません。

本記事では、仕入税額控除の要件や計算方法などの基礎知識から、インボイス制度導入後の変更点まで詳しく解説します。

課税事業者が納税する消費税額は、自社の売上の消費税額（売上税額）から仕入税等に掛かった消費税額を差し引いた差額を算出し納税します。この仕組みを仕入税額控除といいます。原則として、個人事業主は翌年の3月31日までに、法人は課税開始の日付の翌日から2か月以内に、消費税と地方消費税を併せた額を所轄の税務署に申告・納付します。

たとえば、販売価格が3300円（商品代金3000円＋消費税300円）で、その商品の仕入れにかかった代金が1100円（仕入れ代金1000円＋消費税100円）だったとします。この場合、高税を売上に納入した消費税と、商品の仕入れを行った事業者として二重に消費税を納めていることになる

二重課税を防ぐ仕組み

仕入税額控除の適用を受けるには、**適格請求書**による取引でなければなりません

丁寧にわかりやすく解説しているから **長く使える!** **実務まで**

課税事業者になる? 免税事業者でいく?

買い手・売り手 / 会社・個人事業主・フリーランス

## ポイントと注意点

2023年10月施行

をスッキリ解説!

◎ 請求書の記載要件は? ◎ 業種の違いで対応は変わる? ◎ 口座振替でインボイスは? ◎ 経理システムの変更は? ◎ 簡易課税を上手に使うには?

自由国民社

他のインボイス本と **ココ** が違う!

# 制度開始後にやらないといけない実務も

詳しく丁寧に解説! だから

インボイスはこの **1冊** でOK!

『消費税インボイス導入の基本と実務対応』

自由国民社発行

類書との違いをわかりやすくした **POP** もご用意!

POP (5冊以上)

ご担当 様

貴店番線印	注文	消費税インボイス導入の基本と実務対応
	冊	
		A5判 / 208P / 本体1,600円 / ISBN 9784426128494
		自由国民社